

令和5年2月28日開催

令和4年度  
燕市農業委員会第11回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第11回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月28日(火曜日)  
午後1時30分～午後2時13分

2. 開催場所 燕市役所4階 委員会室

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第29号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第66号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の  
決定について及び農用地利用配分計画の認可について

議案第67号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

14番 渡邊美代子 15番 江辺 耕一

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第11回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号14番 渡邊美代子 委員及び</p> <p>議席番号15番 江辺 耕一 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第28号、第29号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第28号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号158番 吉田西太田字土手内の田、1筆、920㎡、売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号159番 溝古新字切替の田、1筆、370㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号160番 大川津字五十地割の田、1筆、441㎡、売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号161番 五千石字屋敷浦の田、1筆、121㎡、贈与に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号162番 佐渡字寄合割の田、計6筆、2,348㎡、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 163 番 小関字野中の田、計 4 筆、2,939 m<sup>2</sup>、転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 164 番 牧ヶ花字十二浦、他の田、計 3 筆、9,196 m<sup>2</sup>、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 29 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 10 番 井土巻三丁目の田、計 5 筆、1,766 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。平成 5 年 12 月 22 日、農地法第 4 条、貸駐車場敷地。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 29 番 五千石字屋敷浦の田、1 筆、121 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与。位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 30 番 大川津字五十地割の田、1 筆、441 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料の同じく 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 31 番 佐渡山字諏訪腰の畑、1 筆、133 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与。位置図は議案資料の同じく 1 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 2 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

三浦委員長	2月20日、午後1時30分より、市役所4階 委員会室で、第1事前審査委員会、委員13名による審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号13番 砂子塚字屋敷廻の畑、1筆、66㎡、転用目的は、通路。位置図・土地利用計画図は、議案資料2～3頁をご覧ください。</p> <p>農作業の利便性を計るため、通路を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審</p>

議 長	議をお願い致します。  (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。  (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 90 番 灰方字北の田、1 筆、14 m <sup>2</sup> 、転用目的は車庫敷地拡張、契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。 譲受人の車庫敷地の一部が譲渡人の農地であることが判明し転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所です。 なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところでもあります。
事務局	受付番号 91 番 下粟生津字横町の畑、1 筆、303 m <sup>2</sup> 、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 5 年 9 月 18 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。 現在アパートに住んでいますが、手狭となり住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所です。
事務局	受付番号 92 番 分水文京町の畑、1 筆、210 m <sup>2</sup> 、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 8 月 10 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。 現在アパートに住んでいますが、手狭となり住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用

事務局	<p>地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 93 番 杣木字廿六木の田、1筆、520 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲2区画、契約内容は売買、令和5年5月14日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、宅地分譲2区画を販売するものです。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、周辺農地への影響も少なく第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 94 番 東太田字西入の畑、1筆、66 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地の一部、契約内容は売買、令和5年3月7日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいますが、手狭となり親族が所有する宅地に住宅を建設しますが、宅地の隣の当該地も購入し敷地の一部とするものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 95 番 井土巻五丁目の田、計2筆、1,463 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲7区画、契約内容は売買、令和5年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、宅地分譲7区画を販売するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 96 番 吉田弥生町の田、1筆、225 m<sup>2</sup>、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和5年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>板金業を営んでいますが、資材置場が不足している</p>



事務局	<p>ため隣接地を購入し資材置場とするものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 97 番 小関字野中の田畑、計 4 筆、2,939 m<sup>2</sup>、転用目的は工場、契約内容は売買、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>樹脂製部品製造業を営んでいるが、工場が手狭となり当該地を購入し工場を建設するものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 98 番 杉柳字杉柳の田、計 2 筆、1,988 m<sup>2</sup>、転用目的は建売住宅 9 棟、契約内容は売買、令和 5 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、建売住宅 9 棟建設し販売するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 99 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、280 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 5 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいますが、手狭となり住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願いします。</p>

議 長	致します。
三浦委員長	審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請10件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第65号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第65号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号17番 吉田西太田字土手内の田、1筆、920㎡、移転時期は令和5年3月23日、対価は〇円、引渡し時期は令和5年3月31日。位置図は議案資料24頁をご覧ください。
事務局	続いて、利用権設定になります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。 受付番号51番 蔵関字江西の田、1筆、1,557㎡、10年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。 受付番号52番 杉名字杉名の田、計3筆、1,004㎡、3年の新規設定になります。 受付番号53番 杉柳字杉柳の田、計3筆、1,720㎡、3年の新規設定になります。 受付番号54番 杉柳字杉柳の田、計2筆、1,089㎡、3年の新規設定になります。 受付番号55番 小池字上通、他の田、計5筆、3,246㎡、3年の新規設定になります。 受付番号56番 中島字下表の田、計2筆、1,430㎡、10年の新規設定になります。

事務局	<p>受付番号 57 番 熊森字柳島の田、1 筆、3,060 m<sup>2</sup>、1 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 58 番 熊森字柳島の田、1 筆、3,060 m<sup>2</sup>、5 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 59 番 熊森字柳島の田、計 3 筆、3,060 m<sup>2</sup>、5 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 60 番 大川津字前田の田、計 2 筆、1,700 m<sup>2</sup>、5 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 61 番 横田字前田、他の田、計 9 筆、16,280 m<sup>2</sup>、3 年の新規設定になります。</p> <p>以後は再設定となりますので、お読み取りください。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、利用権の新規設定 11 件、再設定 10 件異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 66 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 66 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の 17 頁をご覧ください。</p> <p>10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み</p>

事務局	<p>上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 237 番 東太田字東通端の田、1 筆、29 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 3 月 6 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、23 頁をご覧ください。6 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 265 番 道金字女郎島、他の田、計 11 筆、17,646 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 11 年 3 月 6 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>次に、24 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 266 番 柳山字裏畑の田、計 2 筆、1,695 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 10 年 3 月 6 日までの 5 年であります。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の 25 頁をご覧ください。10 年の配分計画であります。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 144 番 東太田字東通端の田、1 筆、29 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 15 年 3 月 6 日までの 10 年であります。以下、お読みとりください。</p>
事務局	<p>次に、30 頁をご覧ください。6 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 163 番 道金字女郎島、他の田、計 11 筆、17,646 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 11 年 3 月 6 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>次に、31 頁をご覧ください。5 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 164 番 柳山字裏畑の田、計 2 筆、1,695 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 10 年 3 月 6 日までの 5 年であります。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号 24 番 米納津字十二田の田、計 6 筆、6,230 m<sup>2</sup>、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>受付番号 25 番 米納津字砂田、他の田、計 7 筆、6,815 m<sup>2</sup>、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>なお、関係委員の案件として、議案の 29 頁、配分計画の受付番号 161 番に遠藤委員の 1 名が関係委員となります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会</p>

議 長	<p>が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の受付番号 161 番を除いて三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 31 件、関係委員の案件である 1 件を除く配分計画 22 件、配分計画の移転 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、受付番号 161 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 9 番 遠藤忠夫委員は退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 退室 午後 1 時 59 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 161 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、受付番号 161 番について、「意見は特になかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

議 長	「意見はなし」とする事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後2時2分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	次に、議案第67号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第67号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。 議案の33頁をご覧ください。 農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をさせていただきます。
事務局	(農政課：説明) 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地の編入1件、除外1件、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、

議 長	<p>議案第 65 号、議案第 66 号の案件につきましては、<u>3 月 6 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 13 分)</p>
-----	---

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月28日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 渡邊美代子

---

議事録署名委員 江辺耕一

---